

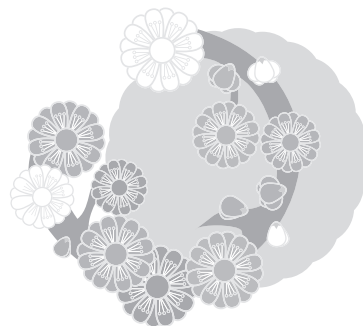
敬老の日 式典開催のお知らせ

福祉係

町では、長年にわたり社会に貢献された高齢者のみなさんを敬愛し、長寿をお祝いするため、敬老の日の式典を次のとおり開催いたします。お楽しみ会には、賞品も多数用意いたします。皆様のご参加、お待ちしております。

開催日時 **9月15日(月曜日) 敬老の日**
 式典 午前10時～
 お楽しみ会等 午前11時30分～

開催場所 **立科町体育センター**



*なお、今年も送迎バスが各地区を回りますので、できるだけバスをご利用ください。運行時間につきましては、各地区の老人クラブ支部長さん等を通じてお知らせいたします。

福祉係

障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法について

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されています。

対象となる障がい者

- ◆ 身体障がい者
- ◆ 知的障がい者
- ◆ 精神障がい者（発達障がいを含む）
- ◆ その他
 （心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人）

虐待を3種類に分けています

- ◆ 養護者による障がい者虐待
- ◆ 障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待
- ◆ 使用者による障がい者虐待



こんなことは虐待になります！

- ① 身体的虐待
 殴る・蹴る・つねる・縛りつける など
- ② 性的虐待
 性交・性器への接触・裸にする・キスするなど
- ③ 心理的虐待
 怒鳴る・ののしる・悪口を言う など
- ④ 放棄・放任
 十分な食事を与えない・不潔な住環境で生活させる など
- ⑤ 経済的虐待
 年金や賃金を渡さない・勝手に財産や預貯金を使う など

虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに町民課福祉係に通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。